



● 令和6年能登半島地震で被災された皆様へ（町長メッセージ）

震災発生から2年が経過いたしました。

昨年は、「復旧復興元年」として、災害復興計画に基づき、液状化被害による土地境界のずれを解消するための地籍再調査、再度の液状化被害を抑制するための対策工事や、地震により住宅を失い、自力で再建できない方のための復興公営住宅の建設などの各種事業における準備を進めてまいりました。

また、北部地区では、震災に伴う人口流出や地域の活力低下を防ぐため、地区計画制度を活用したまちづくりを推進することや、町道の狭あい区間の拡幅、県道への歩道設置により、快適な道路空間を確保することについての検討も進めているところです。

本年は、これらの施策を具体化させていく年となります。復興まちづくりの早期実現には、住民の皆様、地権者の皆様のご協力が不可欠であります。これまで以上に、皆様との対話を重視し、ご意見を伺いながら丁寧に進めていきたいと思います。引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

内灘町長 生田 勇人



10/30赤間内閣府特命担当大臣（防災）に対し、
早期の復旧・復興に向けた支援をお願いしました

● 地籍調査

側方流動を含む液状化被害により、ずれた土地境界を再確定するため、各地区ごとに説明会を開催しました。

説明会では、①液状化による境界のずれの状況、②境界を再確定させるための方法、③地権者同士の合意形成の必要性について理解を深めていただきました。

土地境界の確定は皆様の住宅再建や道路の復旧に直結する重要な要素であり、隣接する方とお互いに話し合い、納得の上で合意を築いていくことが大切です。町では、地権者同士の合意形成が円滑に進むよう、資料の提供や相談対応などの支援を行います。

2月以降、現地の詳細測量や立ち合いを実施していきます。ご協力をお願いいたします。

説明会資料より



✓ 土地境界の確定に関する方法として、**どのような方法であれば、全員で合意ができるか話し合いを行っていただきたい**



✓ 順次詳細な測量など、境界確定に向けた調査を進めるためスムーズな測量ができるよう**立会等にご協力をお願いしたい**



✓ 合意形成の状況や、詳細測量の進捗について地元と情報共有を行いながら、**早期の土地境界再確定を推進する**



説明会後には近隣の方と
話し合う姿もありました

専門家による合同無料相談会

日本弁理士会北陸会

（事前）076-266-0617
（当日）090-4728-1040

日 時 | 令和8年1月24日（土）13時～15時 場 所 | 内灘町役場1階 町民ホール

令和6年能登半島地震により被災された方を対象とした専門家による無料相談会です。
予約は不要ですので、どんなことでもお気軽にご相談ください。

専門家 | 公認会計士、行政書士、弁理士、中小企業診断士、税理士、不動産鑑定士、
司法書士、土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士、建築士

● 液状化対策

昨年11月に液状化対策技術検討会議（第1回）を開催しました。この会議は、宅地と道路を含めた一体的な液状化対策を実施する区域や実証実験の効果検証を踏まえた液状化対策工法及び費用対効果などについて、専門家の知見を反映させ検討するものです。

第1回会議では、国土交通省の直轄調査結果を基に町で整理してきた液状化被害の概要やメカニズム、液状化対策工法案、実証実験の内容について報告し、委員の皆様から意見をいただき、2種類の工法を組み合わせて対策範囲や適用工法のゾーニングを検討していくことが決定しました。

現在、当該工法の実証実験を進めております。地盤改良工法については、改良工事が完了し、効果検証を行います。地下水位低下工法については、集水管や観測設備等の設置が完了し、1月中旬から徐々に地下水を低下させ、周辺地盤をモニタリングしていきます。

なお、実証実験の様子などについては、復興だよりにて皆様にお知らせしてまいります。



技術検討会議の様子



地盤改良工法実験の様子

● 西荒屋仮設公民館設置

西荒屋公民館は液状化現象及び側方流動により、敷地に亀裂や隆起が発生したほか、建物等の傾斜被害が大きく、修繕が困難な状態であるため、解体し、現地での建て替えを予定しています。（令和9年3月完成予定）

工事期間中の集会所として、県道沿いの西荒屋区防災倉庫横に仮設公民館を設置しました。（所在地：西荒屋44番地1）

地区の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

● 能登創生住まい支援金の申請はお済みですか？

準半壊以上の被害を受け、既に町内で再建された方は能登創生住まい支援金の対象となります。次の支給対象に該当する方で、申請がお済みでない方は、役場1階被災者支援総合窓口にてご相談ください。※支援金を受給するためには申請が必要です。

支給対象者

準半壊以上の罹災証明書の交付を受けた世帯の者で、地震後に住宅の新築、購入又は修繕の方法により再建した者。
※準半壊の者については、修繕（工事費50万円以上）のみ対象となります。



詳細は町ホームページでご確認ください

支援金の額

次の①～③の金額のいずれか低い額（千円未満切り捨て）

被害の程度	再建の方法	①上限額	②工事費取得費	③既存支援制度の支給額を差し引いた額
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊	新築・購入	300万円	費用の10%	工事(取得)費から、被災者生活再建支援金(加算支援金)、自宅再建利子助成金、応急修理制度による支給額を差し引いた金額
	修繕	125万円	費用の10%	
準半壊	修繕のみ	30万円	費用の20%	

内灘町 復旧復興推進部 復興まちづくり推進課

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6753 FAX 076-286-6709

URL <https://www.town.uchinada.lg.jp/site/earthquake/22696.html>

